

令和4年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく 事前協議及び届出状況について

令和4年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、下記のとおり報告します。

記

●事前協議及び届出件数（令和5年3月末時点）

年度	事前協議書	届出書	工事完了報告書
令和2年度※	10件	55件	3件
令和3年度	12件	92件	20件
令和4年度	16件	104件	53件

●ユニバーサルデザインまちづくり審議会へ事前協議を報告した件数（令和5年3月末時点）

年度	審議会開催回数	報告件数	報告件名
令和2年度※	2回	1件	(仮称)新宿駅西口地区開発計画
令和3年度	2回	1件	(仮称)神宮外苑地区再開発事業/ (仮称)聖徳記念絵画館前整備事業
令和4年度	2回	2件	新宿駅西南口地区開発計画 学校法人東京医科大学共同ビル(仮称)

※当条例の全面施行後(令和2年10月～令和3年3月まで)の件数。

◆＜参考＞各手続きの対象施設等について

手続き	時期	対象建築物
審議会への報告	都市計画手続に着手（企画提案書の提出等）したときは、当該案件に係る新宿区都市計画審議会への報告の日まで	(1) 特に大規模で不特定多数の者が利用するもの 次のいずれかに掲げる地区、5街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設のうち、周辺環境への影響が大きいもの ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区 イ 都市計画法第8条第1項第4号に掲げる特定街区 ウ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 エ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の都市再生特別地区 (2) その他区長が必要と認めるもの
事前協議書	工事着手日の60日前まで	概ね床面積2,000㎡以上の施設
届出書	工事着手日の30日前まで	用途ごとに一定規模の施設
完了報告書	工事完了後速やかに	届出に係る工事を完了した施設